

平成27年 3 月11日
総務文教常任委員会 会 議 録 審査内容
◇会 議 録

- 1 日 時 平成27年 3 月11日
開会 10時00分 閉会 10時59分
- 2 場 所 役場 5 階会議室
- 3 出席者 委員長 前川雅志 副委員長 田口廣之
委 員 小川純文 乾邦廣 芳滝仁 中橋友子
- 4 傍 聴 者 小島智恵（請願第 1 号紹介議員）
- 5 説 明 員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明
企画室長 伊藤博明 企画室参事 細澤正典
総務部長 菅野勇次 総務課長 境谷美智子
総務係長 山本充 企画室副主幹 河村伸二
企画室副主幹 谷口英将
- 6 事 務 局 局長 野坂正美 課長 萬谷司 係長 佐々木慎司
- 7 審査事件 (1) 付託議案の審査について
議案第19号 幕別町創生総合戦略審議会条例
議案第24号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
(2) 請願
平成26年 請願第 1 号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書
請願第 1 号 日本を愛する心を育む「中学校歴史教科書」の採択に関する請願書

委員長 前川 雅志

◇審 査 内 容

(10:00 開会)

- 委員長（前川雅志） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

はじめに、付議議案の審査について行います。

議案第19号 幕別町創生総合戦略審議会条例を議題といたします。説明を求めます。
企画室長。

- 企画室長（伊藤博明） 議案第19号 幕別町創生総合戦略審議会条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、このたび幕別町創生総合戦略審議会の設置に至りました経緯についてご説明いたしますので資料1、まち・ひと・しごと創生法案の概要をご覧ください。

国では昨年9月に第1回まち・ひと・しごと創生本部会合を開催し、2060年時点で1億人程度の人口維持を目標に若者の地方定住に向けた雇用創出や出生率の向上を目的とした子育て支援や、地域活性化のための自治体支援等を柱に国として取り組みを進めていくとしたところであります。こうした取り組みの実現に向け、地方創生の基本理念をはじめ、国や地方自治体の責務等を定めたまち・ひと・しごと創生法が9月下旬に国会に提出され、11月21日の成立を受け、同月28日に公布されております。

同法は第1条、一番上にありますように、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する政策を総合的かつ計画的に実施することを目的としております。また、このページの下段の中央にありますとおり、第8条では、国は第2条の基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向を内容とする、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとしており、すでに昨年の12月27日に閣議決定をされております。この第8条の右側にありますが、第9条と第10条では都道府県と市町村に対して国の総合戦略を勘案して地方版の総合戦略を定めるよう努めなければならないと規定されております。以上がまち・ひと・しごと創生法の概要であります。

議案書の3ページをお開きください。

創生法の施行を受けて、12月27日付で国の創生本部から示された通知においては、まち・ひと・しごと創生を実行する上では、住民、NPO、関係団体等の参画、協力が重要であることから、策定に当たっては住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関等で構成する推進組織で審議し、広く関係者の意見を反映していくことが重要であると示されたところであります。

第1条はまち・ひと・しごと創生法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略についての重要事項を調査、審議するため町長の附属機関として幕別町創生総合戦略審議会を設置すると定めております。

第2条では所掌事項を定めております。第1号では幕別町創生総合戦略の策定に向けた具体的な協議を、第2号では総合戦略に基づく施策の実施状況とその効果の検証に関する事項を調査、審議するとしております。

第3条は審議会の組織を定めております。第1項では委員の人数を20人以内とし、第2項では町長は第1号から第4号に記載されている区分の中から委員を委嘱すると定めております。第1号では農協、商工会、福祉団体、金融機関などの公共的団体また関

係機関の役員または職員。第2号では北海道や国、または大学など識見を有する者。第3号では公募による者。第4号ではその他町長が必要と認めた者、と定めております。

第4条は、委員の任期を3年とし、委員が欠けた場合の補欠委員は前任者の残任期間と定めております。

第5条は会長を置くことと、その職務等を定めております。

第6条は、会議の招集や議長等の会議規程を定めております。

議案書の4ページになります。第7条は、このほか審議会に関し必要な事項は町長が定めるとする委任規定であります。

附則についてであります。本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

最後になりますが、幕別町創生総合戦略につきましては平成27年度中の策定に向けて今後準備を進めてまいりたいと考えているところであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（前川雅志） 説明が終わりました。委員の皆様からご質問等ございましたら挙手の上発言をお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 国の法律が定められたことによって、町としても創生に係る総合戦略審議会を設置しなければならないという立場に立って提案されたということであり、これは私たち議会にも直接創生担当大臣がお手紙を頂くなんて、今までなかったことなのですけども、いわば地方創生を今の政治課題の柱とするということなのだと思うのですが、これは当然今まで幕別町としては、まちづくり、人づくり、雇用少子化対策をずっとやってきましたよね。一番柱になるのは幕別町総合計画。総合計画実施のために町をあげて色々な専門機関を作ったり、あるいは担当部局の総力をあげてやってきたと思うのです。そういったからみの中で、こういう総合戦略審議会を別に作るようになりますと、検討して考えて色々進めるということをお否定するものではないのですけれども、しかしそういう総合戦略で進めてきている、すでにやっていることではないかと思うのです。今さらという気持ちもありまして、一体どのような頻度で集まっていくのか。そしてこの第2条では検証となっています。つまり、事業が実施されてはじめて検証が生まれると思うのですよね。ですから、作ったからといってすぐ検証できるという訳ではない。この検証の意味合いはまちづくり全体ではなくていわゆる地方創生事業に関わって、特化して。きちっと予算も来ましたよね。それがどのように行われてどういった効果をもたらしたかというようなことを検証するのではないかと思うのですが、その辺もきちんとご説明いただいて、この創生審議会の果たす役割の全体像をもう少しご説明いただきたいと思います。
- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） たしかに町の大きな方向性というのは総合計画で定めております。それは全ての町が、行政として行っていく施策全て、全般にわたる分野について定めている訳ですが、今回、総合戦略は国の法律に基づいて市町村が定める訳ですが、これは言ってみれば内包されるといいでしょうか。総合計画がここまでだとしたら、そうではなくて地方創生というものに限って行うものという認識で今回は作っております。流れとしましては過去から今までの、現状の人口の状況をというものを捉えて、将来的に町として人口はどのように推移していくのだろうかという、まず人口ビジョンを定めなさい、というものがあります。ですので、それらについては専門家の意見も聞きながら定めたいと考えております。特にわが町は幕別、札内、忠類と市街地が三極化しております。3つありますので、今まではどちらかというと幕別町全体では微増の時期が続い

てきた訳ですけれども、それはやはり地域によって当然異なりますので、そういった状況も分析した上で作っていくと。次にその頻度でありますけれども、予算上は5回分計上させていただいておりますが、まずはその人口ビジョンを作った上で、今回5年計画を定めなさいとされておりまして、その中には事業を盛り込んで、その事業をやることによって例えば転入者が何人増えるのを目標にしますよとか、農業の新規就農者が何人を目標にしますよという、目標値を定めなさいと。その目標が今回行った施策に基づいて実現されたのかということの検証をきちんとしていきなさいと。ついては、なぜこれを作るかと言いますと、これを作ることによって、今回は幕別町は、平成26年度補正予算で創生に関していえば1億数百万円というお金を頂いた訳ですけれども、来年度、平成28年度以降、国ではもっと予算を増やして、計画に基づいて実施する事業について交付金を充当するという考え方を示しておりますので、そういった意味からも計画を作るというのが国からお金を頂ける大前提になっているというのはございます。以上です。

- 委員長（前川雅志） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 5カ年計画というところとちょうど総合計画の半分、折り返し。そういうスパンで幕別町の人口を何人にするという目標を持ってやるということはわかりました。委員の任期は3年ということになりますが、計画そのものは5年。当然途中で任期替えということですが、この種の事業というのは過去にもありましたけれども、このようにして審議会を立ち上げなさいというものはなかったと思いますけれどもね。比較的短いスパンの事業ではなかったかと思うのですよね。ですから、国もたくさんの地方に対する施策を持つ中の今回は目玉としてやっているから色々言ってきておりますけれども、そういったことに、そしてことし突然予算がついて来年は増やしますといったところで、その次がどうなるかといったことについても、これまでの交付税がどんどん削られていくことを思えば地方全体が豊かになっていくというのもそんなに楽観して考えられませんからね。ですから、そういった状況の下でこの事業をやっていくという難しさがあるのではないかと思います。私は地方創生予算を幕別町が確保する、その手段として審議会が必要なのだ、こういうものが必要なのだということについては理解をする。そういうものがなかったら来ないのですね。そこも確認しておきたいのですが、来ないのであれば予算というのは色々、どんな名目がついていても町にとっては有効に活用することが大事だと思いますので、そういう目的が明確であるのか、その辺も確認しておきたいと思います。
- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） まち・ひと・しごと創生法の規定上は策定するよう努めなければならないという、いわゆる努力義務な訳です。しかしながら、12月27日に国が閣議決定をして都道府県を通じて市町村に通知があった中では、努力義務とは言いながらも策定するようよろしくお願いしますというような内容で、当然として作らない市町村、都道府県はないだろうと。当然その計画を作らないと、国の平成28年度以降の支援は受けられないというのは示されております。
- 委員長（前川雅志） ほかにございますか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） これは国の方で議論されているのを聞いていましたら、地方自治体に競争させると。そして、いい地方創生に係る事業をやったところにお金を出すという。やらないところには出さないという全体的な、言葉は悪いですけどばらまきではなくて、どんどんやっているところにはお金を出しましょうという考え方でされる国の方針だと私は理解しているのですけれども、その考え方がいかなものかということもありますけれども、現実そのように定められて出発をしていくということで、やはり仕方な

しにそれに乗っていくのか、前向きに乗っていくのか。その辺のことが、この審議会を作られるメンバー、専任をされていくときに思いとして表れてくるのではなかろうかと思う訳ですね。このように出発するのであれば前向きに、競争はあまり好きではないのだけれども前向きに、いい委員さんを専任していただいて、活発な議論ができるような審議会を立ち上げていただきたいなど。どこか団体をお願いして1人出してくださいというような今までの事ではなくて、団体関係も良く議論をしていただいて、その中で力を持った、発想力を持った人を専任していただいて、いい審議会を立ち上げていただくことがいい事業、創生をしていくことになるのではなかろうか。そうでないと役場の職員が考えた物を出して、こういう格好で行きますよ、これでいいですかというような話ではやはり今までと同じようなことになってしまうと思うのですよね。そういった意味で、色々な所から町長が選ばれるという形にされていると思いますので、その辺の組み立てを前向きに取り組んでいるという意味で考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○ 委員長（前川雅志） 岡田町長。

○ 町長（岡田和夫） 私も地方創生、今おっしゃられたとおり、地方が競争してそれぞれいいものをつくるのが創生だと言っているのですけれども、先般の議会で補正予算を出させていただきました。あれを見ると、全国ほとんどがプレミアム商品券だと。あるいは旅行券だと。これで本当に、競争して地方創生になるのかなと大変疑問もありました。先日の新聞で大都市一極集中するから、国の機関も地方へ動かしなさい。しかし今国が計画しているのはわずかに50機関くらい。これも競争どころか本当に地方創生になるのかと。大変厳しい指摘は今も国にはされていますけれども、大臣以下は間違いなく実施する意気込みのある、やる気のあるところにお金を出すのだと。それ一本なのですけれども。まさにその意気込みをこの中でどういう形にして表すかが求められてくるのだろうと思いますけれども、私はなかなか厳しいものがあるのだろうと思います。

今日の新聞にも出ていましたけれども、全道の町村会はこれだけでなくもっと使いやすいお金をよこしなさいということをよく言います。たとえばこんなことを言うと怒られるのですけれども、ありがたいのはたとえば近隣センターに机、椅子を買うのになんだか交付金をくれたらすぐ喜んで使える。でもそれは公示できるかといってもそうはなかなかいかない。ですから我々が国に求めるのは、本当に地方が必要とする、使いやすいお金を欲しい。これはいつも言うことであります。

ただこういう法律ができて、これからこれが動く訳ですから、他の町村との競争はもちろんありますけれども、何とか多くの皆さんの意見や知恵を頂きながら幕別町の町としてなんとしても少しでもいい方に進むように、もちろん議会の力も頂く中で進めていかなくてはならないものだと思っています。

○ 委員長（前川雅志） ほかにご質問ありませんか。よろしいですか。中橋委員。

○ 委員（中橋友子） 二回もすみません。人口問題だけに特化して考えた時には、少子化を克服していかなくてはならないという点で今の若い方、結婚年齢に達している方たちの実態というのが非常に大事になってくると思うのです。雇用とか収入も含めて。是非その審議会の中には今もありましたけれども、既存の団体の中からだけでは見えない、そういうところまで手掛けていかないと、えぐり出した人口対策は出来ないのではないかとずっと思っていました。

従いまして、ここではそういう人たちは公募もしない限り入って来られないのではないかと思います。識見を有する者というのがどう押さえられるのかもわかりませんが、そういった幕別の町が、人口増につながる一番の対象となるような人たちの

声が、きちんと届くような構成にするべきではないかなと思います。そういう点で、この審議会のメンバーに対しては、そういう方たちを含むような対応も必要かと思いますがいかがですか。

- 委員長（前川雅志） 企画室長。
- 企画室長（伊藤博明） 今、公募委員につきましては、幕別町のまちづくり参加条例の中でおおむね3割という目安が条例の中に規定がありますので、20人以内となると6人は公募を、4月1日の公募で募集していこうと思っております。そうは言いながらも、それは町の姿勢になりますので、当然団体、関係機関から参加いただく場合に先ほど私、説明にはなかったのですが、国の方ではNPOなども言われております。町内には現在NPOが7つありまして、福祉関係、体育関係、それから娯楽関係とか色々ある訳です。これは公表されておりますので、どこかというのはわかるのですが、そういった方の中でも若い方の意向を反映できるような形はとれないかということも十分配慮してまいりたいと考えております。
- 委員長（前川雅志） よろしいですか。ほかにありませんか。なければ説明員の皆様は退席されますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第19号は途中でありますが、先に議案第24号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についての説明を先にいただきたいと思います。説明を求めます。総務部長。
- 総務部長（菅野勇次） 議案第24号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の35ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うことを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴いまして教育長の身分については地方公務員法が適用されない特別職となりかつ職務専念義務が課せられましたことから、勤務時間休暇等、及び職務専念義務の特例を規定すべく全部を改定しようとするものであります。以下条項に沿ってご説明をさせていただきます。

はじめに題名につきましては、幕別町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例に改めるものであります。

第1条につきましては、条例制定の趣旨でありまして、現行の教育長は教育委員として特別職の立場と、教育長としての一般職の立場を合わせ有しております。しかしながら平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、平成27年4月1日以降、新教育長は教育長として町議会の同意を得て町長に任命されますことから、特別職の身分のみを有することとなります。このため、一般職のみに適用される地方公務員法のサービスの規程は適用されないこととなりますが、新教育長も現行どおり常勤となりますことから、教育長の勤務時間その他の勤務条件について並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について条例により規定するものであります。

第2条につきましては教育長の勤務時間その他勤務条件について、従前と同様に職員

の勤務時間及び休日休暇に関する条例の適用を受ける一般職の職員の例によると規定しているものであります。

第3条につきましては、教育長の職務に専念する義務の免除についてであり、教育長はあらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務の免除を受けることができることとし、免除事由につきましては職員と同様に規定しているものであります。

第4条につきましては委任規定であります。

附則についてであります。本条例についての施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により改正前の法による教育長においては、この条例による改正後の条例の規定は、在職期間中は適用しない旨経過措置を設けております。

また、別添資料といたしまして、法改正の概要等の資料を配布しておりますので、参考にしていただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 委員長（前川雅志） 説明が終わりました。委員の皆様から質疑がありましたら挙手の上発言をお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） この法の改正の持つ意味合いについては、昨日議案第23号の中で考え方を述べさせていただいたのです。それと同じ法改正の下で出された中身でありますから、いくら中立公平と言われても、国の関与が強まっていくというのはゆがめない法改正。そしてそれに伴う条例改正だと思います。

そこでですね、根底にあるものは別にしましても、幕別町としては在任期間は現行のまま行きますよということでもありますから、今教育長が辞められましたけれども、今の、退職されましたけれども教育長の在任期間についてはこれまで通りなのか、それとも今回新しい教育長が選ばれるようになると思うのですけれどもその時点ですぐ適用されていくのか。つまり町長が任命をして、いままでは教育委員として選ばれて、教育委員会の互選で出てきましたよね。もう次からはそういう形はとらないで、町長の任命ではじまっていくのか。具体的にいつからどうなりますか。

- 委員長（前川雅志） 総務部長。
- 総務部長（菅野勇次） 経過措置の中で旧教育長が在任していれば在任期間中につきましては従前のとおりということになるのですけれども、本町の場合は教育長が先般辞任されたということがございまして、本年の4月1日のこの条例、各改正条例の施行からは新制度が適用されることになりまして、本年の4月1日以降については法改正後の新教育長としての位置づけになります。教育長が2月いっぱいをもって辞任されたということで、本来でありましたら3月に新たな教育委員の任命を議会の同意を頂きまして行って、教育委員会の中で教育長を選任してと、旧制度の下で教育長を再任することも可能だったのですけれども、それは旧制度の中でということになるのですけれども、それも可能だったのですけれども、新制度で本町の場合は統一地方選挙が予定されているということございまして、新たな町長にその任については委ねようということで先般の行政報告の中でも町長からご報告をいたしましたところです。ですから、4月1日以降については、法律上は新教育長ということになるのですけれども、本町の場合は不在ということになります。予定といたしましては5月の臨時会で新教育長の選任の人事案件の提案をする流れになろうかと思います。
- 委員長（前川雅志） ほかにございませんか。よろしいですか。質疑なしと認めます。説明員の方が退席されますので暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。はじめに議案第19号 幕別町創生総合戦略審議会条例につきまして、委員の皆様から何かご意見がありましたら挙手の上発言をお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 本来地方に対する財政というのは地付交付税というものが基本になっておりまして、ここをきちんと補償させていくということが国の一番の責任だと思います。しかしこういう形で出されてきた以上は、こういったものに対する労力も含めて本当に、地方が自主的にやれるものでもありませんし、設置は本来努力義務でもありますので、設置をしなければ予算の対象にならないということでもありますので、そういったところだけを押さえて賛成したいと思います。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。討論は省略させていただいてよろしいですか。特に反対の方はいらっしゃいますか。ないようですので議案第19号 幕別町創生総合戦略審議会条例につきましては可とすることに決してよろしいですか。
（よいの声あり）
- 委員長（前川雅志） 議案第19号 幕別町創生総合戦略審議会条例は可とすることに決しました。
次に議案第24号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例についてを議題といたします。委員の皆様からご意見がありましたら挙手の上発言をお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 議案第23号と同じ考え方で、これについては認められない立場です。新しい、出していただいた資料の中に新教育長と教育長を一本化する、それからずっとありまして結局教育長は長の任命となり、今まででしたら教育委員会、教育委員の中での互選ですから、教育長の身分、あるいは罷免すること、すべてが教育委員の中に委ねられた、総合機関の中でやられてきた訳です。今度はそれもかなわなくなる。端的に言えば、気に入らない教育長は辞めていただくという権限が町長に与えられるということでもありますから、これはずっと教育の独立化ということが貫かれてきた戦後の長い歴史の中で、大幅に国の関与を強める重大な改正であったということを非常に残念に思っています。ですから、その中身そのものは勤務規定でありますけれどもそういう背景がありまして、そういったことはやはり認められない。そう考えております。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 私も中橋委員と同等の考え方で、昨日議案第23号につきまして判断をいたしました。本来でしたら今までの議会の流れの中で、一部改正と新規制定ということで別々になったのですけれども、これは一つのもんですから、私としては本会議で二つ委員会に付託をかけて、最終日に関連二つの採択をするという流れのほうがすっきりしたのではないかなと。昨日、あれで条例の一部改正が決まった訳ですから、決まった上で勤務規定な訳ですから、そのことについて決まった上に反対をしていくという形が、本当は反対したいのですけれども、本会議で決定になっているのに反対しても仕方ない。大枠の中ですから、そういう考え方に私はなっておりまして、反対はしたいのだけれども決定してしまっていることの中の勤務規定ですから複雑な思いでどうしようかなという思いが本音でありまして。皆さんのご意見もお伺いしたいなと思います。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございますか。乾委員。
- 委員（乾邦廣） 今までの教育委員会制度というのはやはり色々な問題を抱えていて、そういう事件だとか案件が起きた時にしっかりと対処できていない制度がずっと長年続いてきたのだらうと私は思っております。そういう意味からしてやはり長年続いた制度をある程度風穴を開けて新教育長が委員会制度の委員長を廃止して、権限を教育長

に与えるという新しい時代に入ってきたのだらうと思っておりますので、教育長の勤務時間、この議案第24号については、私は何も反対する理由がないと思っております。

- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 私は今回の法改正の中で、結局最初は教育委員会制度そのものの廃止が議論されていたのですよね。今、乾委員の発言を聞いていて思ったのですけれども、大津のいじめ事件の問題ですとか、結局教育委員会が本来果たす役割を果たさないで隠ぺいしていたとか、そういうことが現実でありまして、そういうことも引き合いに出されながら、教育委員会というのはなくていいのではないかという議論も実際法改正の中で出てきたのですよね。しかし、その教育の独立性がなぜ大事かというのは昨日お話ししたように、戦前の教育の下で世界戦争に加わっていくということがあって、それも長いスパンのことですからね。そういった過去の歴史の積み重ねの中で、時の政権、時の軍の力ではなく教育行政をきちんと独立させて、実質の国民の声あるいは教育に責任を持つということを両立させていかないとだめだという中で生まれてきたのですよね。私、そのことはやはり非常に大事なことだと思います。

今、農協改革など色々なことがありますけれども、やはりその隠ぺいの体質だとかそういうものについてはきちんと改めていかなくてはならない。だから、改革をすることと制度の組み立てを変えてしまうことは違うのではないかと思うのですよね。そんな点から、やはり独立した仕組みとして残すべきだと思います。

芳滝委員が言われるように、決まってしまったものですから、その人の勤務状況をきちんと決めないのはいかがでしょうかと言われれば本当にそうですよね。そうですけれども、どうなのでしょうね。本来、議案第23号、24号というのはセットのものであったはずですが、議会議事運営上の今までの慣例の中でこういう流れできましたから、そういう点ではいずさをもちながらも昨日の認められないということで来ましたのでその立場を取らせていただきたいと思います。

- 委員長（前川雅志） 芳滝委員。
- 委員（芳滝仁） 意見を聞かせていただいております、基本法がどうなのかという議論にもなれば私としては一体的なこととして踏まえて、決まったことで反対するべきではないと思いますけれども、議論を聞いておりましたら本来一体的なものだという踏まえのところで対応させていただきたいなと思います。結局教育基本法の改正が何年か前にありまして、一応こういう流れになっていくのだらうという思いはありましたけれども、結構早いスパンでこれがなされたなという気はいたします。

意見としては素晴らしい教育基本法、いかなる思想信条も保障されまして、一切そこに政治が関わらないとうたわれた前文がありました。それがなくなりまして、その時点でこういう流れになっていくのだらうという思いはありましたけれども、いよいよその時が来たのだという意味で今までの自分の思いを貫かせていただきますという考えであります。

- 委員長（前川雅志） ほかに。よろしいですか。討論であります省省略させていただきます。よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

- 委員長（前川雅志） それでは議案第24号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について採決をいたしたいと思います。本条例につきまして賛成の者の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（前川雅志） ありがとうございます。賛成多数でありますので、議案第24号 教

育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例につきましては可とすることに決しました。

続きまして請願に入りたいと思います。

はじめに、平成26年に上がりました請願第1号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書を議題といたします。9月3日から審査をさせていただいておりますが、引き続き委員の皆様からご意見がございましたら挙手の上発言願います。乾委員。

- 委員（乾邦廣） この請願については9月3日からかなり審査をしてきたのだろーと思いますけれども、過去の歴史について検証するのは我々一町議会で結論を出すのは無理なのだろーと。専門家に委ねることが良いのだろーと私は思っておりますので、これは審議未了にしてもよろしいのではないかと私は思っております。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。ないようでありますので、この議題につきましても結論を出してまいりたいと思いますが、ただいま審議未了というご意見もございました。今定例会につきましてもあと1週間ちょっとという中で、これまで時間をかけて議論をしてまいりましたが、まだまだ時間が不足しているのだろーということでの提案かと思えます。それでは皆様にお諮りをいたしますが、本請願第1号については審議未了ということに決してよろしいですか。

（異議なしの声あり）

- 委員長（前川雅志） 異議なしでありますので、平成26年請願第1号 『「南京大虐殺」「従軍慰安婦」のねつ造に対する公正な歴史認識の徹底検証及び対応を求める意見書』の提出を求める請願書につきましては、審議未了ということに決しました。

次に請願第1号 日本を愛する心を育む「中学校歴史教科書」の採択に関する請願書を議題といたします。委員の皆様からのご意見を挙手の上発言お願いいたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。請願第1号につきましてご意見ございましたら挙手の上発言をお願いいたします。中橋委員。
- 委員（中橋友子） 休憩中に申し上げましたけれども、教科書採択につきましては本来議会が関与するということではないと。教育委員会が権限を有しているという事実はゆるぎないものでありますから、教育委員会が公平公正にやっていただくということをゆがめてはならない。従って委員会の結論としてもゆがめてはならない方向に行くべきだと思います。
- 委員長（前川雅志） ほかにご意見ございませんか。

（なしの声あり）

- 委員長（前川雅志） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（前川雅志） 休憩前に引き続き会議を開きます。乾委員。
 - 委員（乾邦廣） 私はこのような請願、陳情の類の国に関わるようなものはやはり専門分野にお任せいたしまして、我々、一町議会が判断するべきものではないと思いますのでこの請願については審議未了にした方が良いのではないかと提案させていただきたいと思えます。
 - 委員長（前川雅志） ただいま乾委員から審議未了ということでご意見がございました。ほかにご意見がなければそのような形でよろしいでしょうか。
- （よいの声あり）

○ 委員長（前川雅志） それでは請願第 1 号 日本を愛する心を育む「中学校歴史教科書」の採択に関する請願書につきましては、審議未了とすることに決しました。

それではその他ということではありますが委員の皆様から何かございませんか。よろしいですか。以上をもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

（10：59 閉会）